

## 第二十四回 参議院運輸委員会議録第二十一号

(四五六)

昭和三十一年五月十七日(木曜日)午後  
一時五十三分開会

委員の異動

五月十日委員石坂豊一君、鶴見祐輔君  
及び川村松助君辞任につき、その補欠  
として山縣勝見君、安井謙君及び大屋

晋三君を議長において指名した。

五月十一日委員早川慎一君辞任につ  
き、その補欠として常岡一郎君を議長  
において指名した。

五月十二日委員早川慎一君辞任につ  
き、その補欠として常岡一郎君を議長  
において指名した。

五月十五日委員常岡一郎君辞任につ  
き、その補欠として早川慎一君を議長  
において指名した。

五月十六日委員西田隆男君及び小酒井  
義男君辞任につき、その補欠として西

田隆男君及び吉田法晴君を議長において  
指名した。

五月十六日委員西田隆男君及び吉田法  
晴君辞任につき、その補欠として仁田

竹一君及び小酒井義男君を議長において  
指名した。

五月十六日委員仁田竹一君及び吉田法  
晴君辞任につき、その補欠として仁田

竹一君及び山縣勝見君辞  
任につき、その補欠として井村徳二君

及び最上英子君を議長において指名し  
た。

出席者は左の通り。

委員長

左藤 義詮君

理事

岡田 信次君

早川 慎一君

委員

有馬 英二君

井村 徳二君

仁田 竹一君

○委員長(左藤義詮君) 理事の補欠互

年間についてお諮りいたします。委員交

平林 太一君  
三木與吉郎君  
内村 清次君  
大倉 精一君

衆議院議員

國務大臣

運輸大臣

吉野 健次君

關谷 勝利君

天埜 良吉君

伊能繁次郎君

天埜 良吉君

古谷 善亮君

常任委員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○倉庫業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(左藤義詮君) 運輸委員会を開

きます。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私、倉庫

業法案に対しまして修正動議を提出い

ましたした者といたしまして、修正点

勝利君より修正点について御説明を願

います。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私、倉庫

業法案に対しまして修正動議を提出い

ましたした者といたしまして、修正点

勝利君より修正点について御説明を願

います。

○政府委員(天埜良吉君) これは倉

庫業法を立案いたしました際に、最初は

営業即発券のできるような体制にした

いといふ点で進んで参った次第であります

ます。いずれいろいろな点から考慮い

たしまして、そりいたしかつた点

がすつきりしてない、あるいは抜け

た点がある、こういふ点を御認識になつ

て、倉庫業の許可基準についての欠

格条項が規定されておりますが、その

内容は倉庫の位置、構造または設備に

対する技術的な面のみを対象として定

められておりまして、許可基準として

必ずしも完璧とは言い得ないのであ

ります。よつて、さらに経済的機能の

面からも当然考慮する必要があると認

められますので、この条項に、「そ

の他倉庫業の適確な遂行に支障があ

るとき。」を加えまして、基準の整備を

期そういたしましたのであります。

次に、既存倉庫業者に対する経過措

置をいたしまして、政府原案によりま

すと、本法案施行の日から二カ年の間

に倉庫の構造、設備等を本法案に定め

る基準に適合せしめるようにして、營

業許可を受けなければならないことに

規定されておりますが、目下の経済情

勢にかんがみまして、この猶予期間を

八条、六百二十七條といふうるもの

によりますと、倉庫業者は寄託者の

請求によつて寄託物の倉庫証券を交付

することを要するといふうな規定も

ありますので、倉庫業といふものを

む以上は、何としてもこれは発券をす

るような体制にしたといふうに考

えて参つたのでございまして、しかし、

いろいろな面から現状をいろいろ勘

察しまして、こういふ点が時期的に工

合が悪いといふうなふうに考えられ

ましたので、これを早い機会にそし

うようなふうにしていくと、その間行

政指導をもつてその実行ができるよ

う。

うなふうにしゃべりましたが、どうもうね  
うな所存でござります。

○大倉精一君 そろしもすと 大倉精一君  
庫業といらものが許可になると同時に、これは原則として券を伴うもので、  
に、これは原則として券を伴うもので、  
なければならぬ、これらからうな御

認識のようだに思ひますが、聞くところによると、いふと、運輸省の原案ではやはり許可即発券を伴う、こういふような原案であったよう聞いておるのですが、それがこの発券と切り離したような法案になつた、こういふよくなききつについて、もう少し具体的に御説明願えませんか。

○政府委員(天塩延吉君)　この点は実  
は非常に遺憾な点でありまして、商法  
の条文にのつとりまして、倉庫業者  
が寄託者の請求を受けたような場合  
に、これはできないということになつ  
て、はなはだ遺憾でござりますが、そ  
の点はしばらく現在までの状態を保持  
していくて、近い機会にこれが充足さ  
れるようになしたいというふうに考えま  
す。

○大倉精一君　どうもその辺がすつき  
りしないようだと思うのですが、かりに  
この委託者が業者に対しまして預託券

○政府委員(天埜良吉君) その点は、倉庫業の発券の許可を受けていない者に対するそういうものを要求するというような場合には、その点が言われるのであります。そうでない場合が多いのではないかというふうにも見えますが、まあそれまではその程度でがまるしていただきたいと思います。

○大倉精一君 どうもこれははつきりしませんね。そういう場合が多いのですが、たとへないかというのであります。え少しの部分でも、そういう部分が残つております。その部分について商法違反であるという面があつて、それがやむを

○政府委員(天竺慶吉君) おのれの立場に、この点は、なかなか一がいには申し上げられぬのでござりますけれども、私の方といたしましては、各種の金融機関があつせんいたしますなり何なりいたしまして、整理をいたして、なるべく日本機会に全部発券ができるようにしないといふふうに考えております。

なお、現在は発券しない、非発券の倉庫が相当あるのでございますが、これは戦後の特殊な事情もありまして、受取物の種類によって発券を要しないものは、たとえは米とか麦だとか、ういうようなものについては全然発券する必要がないので、それから戦後

思ひでるが、そりやうものと裏腰をなして差しつかえございませんか。  
○政府委員(天埜良吉君) 今の発券をして差しつかえございませんか。  
に、公共の利益を守るという点から、かなり慎重にしなければならぬのでもあります。これは衆議院でも、そういう意味で、申請されあればどんどんするということを申し上げたのではないであります。発券をするのに足る财力信用といふものがでておるものであつても、よるかつ発券の申請をして、

（註）此處之「中華人民共和國」，係指中國人民民主專政之政府。

きましては、今も申し上げましたように、営業即発券をしあることが本来の姿であるというふうに考えたのでございまが、発券をするということになりますと、また非常に、公共の利益を守るために、うるさいから、つて、ある、は事故が

あるいは倉庫証券といふものを請求した場合に、それに応じられないということになると、これは商法違反といふことになるわけですが、この商法違反ということになれば、これは何かどううか、何と申しますか、そういうようなな

得ないということであってやつてしか  
れるということになれば、その部分に  
ついては少くとも商法五百九十八条、  
六百二十七条は死文になるということ  
になるのですが、そういうふうに解釈  
しても差しつかえございませんか。

人信用が非常に盛んであります。物信用があまりなかつたといふようないく点から、発券をあまりしないでいく、いうような習慣が多少ついておりまつた。その点で、最近は発券の要請もじ

たとへば、たゞまある日、新聞紙上に載つてゐるものが、相當あるよるに見受けとれます。こういふものに対し行政監導をして、発券の申請をするよるに、そして券業者にしていくよるに、ういうよるな勧誘をしたい。こういふ

起きるようなことは極力防止しなければならぬといふ見地に立つて、いろいろ考えてみますと、なお急激にこれを実施をするようになりますと、現在倉庫業法に基き届出をして倉庫業をしておるものの中から、營

ものを知らぬ顔してほうつておくといふことになるのですか。まあすつきりしないといえはすつきりしないのですか、その辺は一体どういう関係になるのですか、商法との関係ですね。

○政府委員(天埜良吉君) お話を通り  
でありますて、公法で発券の許可がさ  
れていないということは、禁止されて  
おるわけでありますから、それについ  
ては発券することを、交付することを  
要するということは免除されるのであ

なんだん出て参つてきているようで、これが  
いますが、私の方としても、発券の立  
場が十分あつても発券の申請をしま  
いとひうような者に対しても、発券  
申請をして早く発券業者になるよう  
といふように行政指導をしていきた

○大倉精一君　どうも衆議院の速記員  
を見ておられますといふと、そういうこと  
条件がついておらぬような発券のと  
うに思われるのです。発券の上  
請があればどんどん発券許可をしてお  
るのにな

業していくことが困難になるといふような状況になつては、これは非常に困るので、そのようなことがない手段といたしまして、こののような二段構えの方針でいって、一つ行政指導によつてよく中小の倉庫業者の育成をはかりたいと、その上で營業証券の状態に進みこゝへと、ようやくなつむりでございま

の通りでありますて、この点が非常にすつきりしないので遺憾に思つたのでござりますが、ただ法律上は、公送をもつて許可されていないものについては、商法上の件はこれはやむを得ないといいうようなふうに解釈できますので、当分はこれでお願いをしたいと、こういふことを考えます。

りまして、その点に關しては死文にならぬことと存ります。

○大倉精二君 それでは非券の業者、  
対しまして、発券申請をするように、  
いう行政指導をする、あわせて金融  
面に対して世話をするというお話で  
が、衆議院の運輸委員会における御  
おられます。

○大倉精一君 そろしますと、今の状態で行きます」といふと、先ほどお語があつた商法の第五百九十八条あるいは

○大倉精一君 そらしますと、この倉庫業法案が改正されるまでの間においては、商法第五百九十八条、六百二十九条七条というのは、死文になるという

すが、大体どのくらいの期間でもつてこれをなくしていかれる計画を持つておられるか、その見通しがあればお伺いしたいと思います。

弁によりますといふと、その発券許  
申請があつた場合にはどんどん許可  
していく方針だ、こういう御発言が  
あつたのですが、その発券許可につ

いてお伺いしてみたいと思います。  
○政府委員(天竺良吉君) これは資  
信用の十分あるものということにし  
おりまして、衆議院でも申し上げた

であります。が、坪数とかそういうことで、何も制限する考えは持たないのとで、資力信用の十分なものに対しても、券の許可をどんどんしていく、こういう方針であります。

あると思いますから、あえて私は質問を申し上げませんが、これに関連しまして、倉庫業法の第一条に書いてある目的の中で、倉庫業の適正な運営、能率的な運営というような字句が出ておりますが、こういうものに対しましても、何か適正な運営あるいは能率的な運営というものに対する一つの、何といいますか、基準といいますか、そういうようなものをお考えになつておられますか。

○政府委員(天埜良吉君) 能率的な運営という意味は、そのためには非常な赤字になつていろいろな事故を起す原因があるというようなことが見受けられないようないいふうな意味であります。具体的な、これだけの利潤を上げなければならぬとかいうような、そういうような基準は設けてはおりません。

○大倉精一君 この表現は非常に私はぼく然としておる表現で、あらゆるところに使われておると思うのですが、こういうような格好でもつていろいろ抽象的に並べられていく、そしてその結果、倉庫業者でもつて証券を発行するものと発行しないものと出てくる。こういうようなところから、やはり大きな倉庫、小さな倉庫、いわゆる中小企業の倉庫と大倉庫というような格差がだんだん出てくるのではないか。そ

ここでやはり証券を発行する倉庫、発行しない倉庫といふものから、営業の面においてもますますその格差が激しくなってくる傾向が出てくる。従つて、証券を発行できないような倉庫に対する集荷もだんだん減つてくるというような傾向も出てくる。と同時に、大企業にそれが集中されていくというような傾向が出てくると思うのであります。こういうものに対しましては、あなたの方の行政指導といいますか、そういうふうな方針はどういうふうにお考えになつておりますか、これに対しましてもお伺いしておきたいと思います。

そういうものに対しまして、実際具依  
的に小さな業者に対する金融措置につ  
いてのあつせんの方針、要領、そり  
う方途について、どういうふうにおや  
りにならうとしておられますか。

○政府委員(天塩風吉君) 今の中小企  
業の金融公庫から中小商庫業者に対し  
ての融資の点であります、これは一  
十八年の八月以降から始まっておりま  
して、二十八年度には三十九件、一億  
二千四百万円の融資をあつせんいたし  
ております。それから二十九年度は百  
三件あります、二十九年八千六百三  
五万円、それから三十年度には九十二  
件、三億二千九百九十五万円、合計いた  
しまして三十年度には三百三  
四件、七億三千二百三十万円といふと  
うな額の融資をあつせんをしておりま  
す。これは融資の申し出を、各陸運  
局、海運局を通じ、また私の方からも  
中小企業金融公庫の方へ参りまして、  
そのあつせんをして融資を受けられる  
よう尽力をいたしておるような次第  
であります。

○大倉鶴一君 今の融資の実績を御説  
明なさつたと思うのですが、これはや  
はり金額、件数だけでは、中身の判断  
をするのに少し工合が悪いのじやない  
かと思うのです。問題は、何億円とい  
う融資を受けたおもなる業者はどうい  
うよろな業者が多いか。つまり何とい  
いますか、普通比較的容易に融資を受  
けられるような業者でなくて、私がい  
うつき言つた、ほんとうにこの融資を  
してもらいたいといふ小企業ですね  
そういうよろな方面には一休どれくら  
いのペーセントが回つておるか、今の  
実際の動きですね、これほどんな工合  
ですか。

○政府委員(天埜良吉君) これは融資については、これはいろいろな信用問題その他、その地方局を通じ、また私の方を通じてやつておりますので、わかるのであります。融資をした実績につきましては、これはいろいろな信託契約がございまして、世間に発表しないといふことにしておりますので、結果についてよくわからぬのでござりますが、中小企業金融公庫法の施行令によまりまして、これについては大企業でなしに中小企業のものにするというよどみ規定になつておりますので、融資をする相手が施行令によつてきめられております。これについても専業につきましては入れてもらつておりますが、融資をできるようにしておるのでございますが、大企業についても、これは開設銀行その他の方を通じてやつておりますので、融資をできる方に対し中小企業金融公庫からあつせんをしているような状態でござります。

大臣から御説明を願いたいと思います。なる御意図があるのか、その点を一議になりました付帯決議の趣旨は十分私としても尊重いたしまして、この趣旨に沿うように善處したいと思ひます。書いてありますことは必ずしもこれでは当然私どもとしてはそういうふうに運用したいと思います。十分留意をもつてこの趣旨に沿うようにいたいと思います。

○大倉精一君 この付帯決議の中で第四項ですか、第四項の中に、いわゆる當業倉庫と農業倉庫との関係が決議して出されております。その中で、「町村にその分野を守り、相俟つて都々及び農村経済の発達に寄与するよう充て、何か今後こういう工合にしていくべきである指導監督を行ふ」というふうな議があるわけですが、この「大切な指導監督を行ふ」ということについて、何か今後こういう工合にしていくのだといふ腹案などがありましたならば、お示し願いたいと思います。

○國務大臣(吉野信次君) それでは、具体的なお尋ねござりますから、一つ政府委員の方から具体的に……

○政府委員(天埜良吉君) 御承知の如きに、農業倉庫といふのは、相互扶助の目的として、組合員の貨物の保管主たる対象とするものであり、從つて、そのような見地から、當業倉庫は農業倉庫の進出は一つ見合せて、一つ分野を分けていきたい。と申しますのは、消費都市とかあるいは港都市とかいうようなところへは、ここにおいてよく關係方面と折衝いたし

して、そうしてそのような分野で進むよう措置をしていきたいといふふうに考えます。

○大倉精一君

じゃ、質問はこの程度にとどめまして、特に政府におかれましては、衆議院におけるこの付帯決議案を具体的に実現するように、特に努力を願いたいということを申し上げまして、私の質疑を終ります。

○委員長(左藤義詮君) 他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(左藤義詮君) 御か議ないと認めます。

○委員長(左藤義詮君) なお、運輸委員の変更がございました。本日、山縣勝見君辞任、最上英子君補欠選任せられました。

速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(左藤義詮君) 速記を始めます。

○委員長(左藤義詮君) 速記に入ります。御意見の方は、賛否を明らかにして、お述べを願います。(「あらません」と呼ぶ者あり) 別に御意見もないようですが、討論は終りましたものと認めまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(左藤義詮君) 認めます。  
○委員長(左藤義詮君) なお、運輸委員の変更がございました。本日、山縣勝見君辞任、最上英子君補欠選任せられました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(左藤義詮君) 認めます。よって、さよう決定いたしました。  
それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

岡田 信次 早川 淳一

有馬 英二 井村 優二

仁田 竹一 三木與吉郎

内村 清次 大倉 精一

最上 英子 平林 太一

午後二時三十一分散会

五月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、気象業務法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)

それでは、これより採決に入ります。倉庫業法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

昭和三十一年五月二十一日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

○委員長(左藤義詮君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

第一四〇六号 昭和三十一年五月八日受理

東北本線増田、岩沼両駅間にジーゼルカー停留所設置の請願

〔高橋秀松外一名〕

紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君  
請願者 宮城県名取郡名取町長  
〔宮城県名取郡名取町長〕

東北本線増田駅と岩沼駅の中間に位する館腰地区は、附近に自衛隊と民間航空の両飛行場を有している上に、カリエス専門の国立玉浦病院等も所在し、関係住民の停留所設置の要望はきわめて熱烈であり、設置のあかつぎにはこれが利用率はじめと思われるから、本地区内にジーゼルカー停留所を設置せられたいとの請願。

第一四〇七号 昭和三十一年五月八日受理

〔島村長 武完利外一名〕

紹介議員 井上 知治君  
〔鹿児島県鹿児島郡西桜島噴火予知観測施設設置促進に関する請願〕

桜島は、昨年の噴火以来數十回に及ぶ爆発を繰り返している推移から、桜島が大きな活動期に入つてゐるのではないかと懸念され、近郊市町村民の不安は想像以上のものがあるから、噴火あるいは地震を予知し、危険防止ひいては被害を最少限度に止めるため、すみやかに噴火地震等に対する専門的な予知施設を適当な位置に設置せられたとの請願。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北本線増田、岩沼両駅間にジーゼルカー停留所設置の請願

〔第一四〇六号〕